

# 水道使用について

\*\*\* 水は限りある資源ですので、工夫してご利用ください \*\*\*

## 1. 水道の使用開始（新設開栓、再開栓）・閉栓等の水道使用（異動）届出

新たに水道をご利用になるときや水道の使用を中止するときは、前もって琴浦町役場分庁舎上下水道課上水道係、または、本庁総務課総合窓口係へ申し込みください。（手数料1,880円、使用者印、届出者印、所有者印（大家または管理人）、転出先、支払方法等ご準備ください。）

また、給水装置使用者の氏名・住所・共用分給水装置の代表者名等の変更があった場合は、名義変更の届出が必要です。（名義変更は無料です。）

## 2. 実際には転居しているにもかかわらず、閉栓の手続きがないと、水道の使用がなくても基本料金が発生しますので、十分にご注意ください。

## 3. 使用水量の検針は、毎月25日前後に行っておりますが、天候状況により多少前後することがあります。

## 4. メーターBOXの管理（上に物や車を置かないで下さい。BOX内の土、汚水等の除去等）をお願いします。

## 5. 犬などはメーターボックスから離れたところにつないでおいてください。

## 6. メーターボックスの上に降雪があるとメーターの確認ができません。冬季の間は除雪等のご協力をお願いします。

## 7. 水道料金は、毎月検針、翌月徴収で使用水量等によって計算します。料金等については下記の表等を参考にしてください。

（例）口径13mmの場合計算例、1ヵ月18<sup>m</sup>（18トン）使用した場合（税込み）

基本料金（8<sup>m</sup>まで+メーターの使用料）+水量料金（8<sup>m</sup>を超える分）×191円/m<sup>3</sup>=水道料金  
(1,188円 + 105円) + (18<sup>m</sup> - 8<sup>m</sup>) × 191/m<sup>3</sup> = 3,203円

## 8. 水道料金の支払方法

○口座振替（月末、月末が休日の場合は翌営業日）・・・指定金融機関にて手続きをしてください。

○現金払い（毎月15日頃納付書を発送）・・・役場出納室もしくは指定金融機関にて納付してください。

《 指定金融機関 》

山陰合同銀行、鳥取銀行、鳥取中央農協、米子信用金庫、倉吉信用金庫、

鳥取県信漁連、郵便局（ゆうちょ銀行）

※口座引落ができなかった場合は翌月の5日頃に納付書を発送します。

## 9. 料金は納期限内にお支払いください。催促等にもかかわらずお支払いいただけないときは、原則として給水を停止いたします。

## 10. 給水装置の故障に伴う修繕については、水道メーターから蛇口まではお客様が民間事業者（琴浦町指定給水装置工事事業者）に依頼して修繕を行って下さい。

水道メーターから道路側の漏水等は役場上下水道課 上水道係（55-7806）にご連絡下さい。

## <水道料金>

基本料金は、各家庭に設置されているメーターの口径によって違います。

その月の使用水量が、8㎡を越える部分については水量により料金が加算されます。

(1か月につき)

基本料金 (8㎡まで)				水量料金 (8㎡を超える分)
メーターの口径	金額	メーター使用料	計	使用水量1㎡につき
13ミリメートル	1,188円	105円	1,293円	191円/㎡
20ミリメートル	1,188円	290円	1,478円	
25ミリメートル	1,188円	356円	1,544円	
30ミリメートル	1,188円	528円	1,716円	
40ミリメートル	1,188円	660円	1,848円	
50ミリメートル	1,188円	3,960円	5,148円	
75ミリメートル	1,188円	5,280円	6,468円	
100ミリメートル	1,188円	6,072円	7,260円	

## <水道使用(異動)届>

引越などで水道を開栓・閉栓するとき、長期間水道を使用しないとき、使用者の名義を変えるときなどは届出が必要です。(新設、再開栓、閉栓、名義変更、廃止)

手続きに必要なもの	届内容	手数料	届出先
印鑑 (ただし、借家の場合は、届出書に大家さんの印鑑が必要です。)	開栓	1,880円	上下水道課上水道係(分庁舎) 電話 55-7806 FAX 55-7558
	閉栓		総務課総合窓口係(本庁) 電話 52-1700 FAX 49-0000
	名義変更	無料	

※届出様式が、琴浦町ホームページにあります。

○くらし→すまい・上下水道・道路・交通→上下水道課≫記事一覧

→上水道について

○くらし→すまい・上下水道・道路・交通→上水道・下水道→上下水道課≫記事一覧

→上水道について

○(TOP 右側) 琴浦町の紹介>組織案内→上下水道課→許可・認可・届出・申請≫記事一覧→上水道について

「上水道について」ページの中段 [水道使用\(異動\)届](#) (pdf か doc のどちらかをご利用ください。)

## <給水工事>

給水装置の新設や改造、漏水修理などは、琴浦町水道指定給水装置工事業者に依頼してください。

なお、新設工事の場合は、つぎのとおり加入金・設計審査手数料・新設手数料が必要です。また、メーターの口径を大きくする場合は、差額分の加入金が必要です。

口径別加入金・設計審査手数料・新設手数料(メーター新設手数料)

メーター口径	加入金額(消費税込)	設計審査手数料(消費税込)	新設手数料(消費税込)
13ミリメートル	26,400円	4,600円	1,880円
20ミリメートル	52,800円		
25ミリメートル	110,000円		
30ミリメートル	165,000円		
40ミリメートル	220,000円		
50ミリメートル	330,000円		
75ミリメートル	440,000円		
100ミリメートル	550,000円		